

「山口老年総合研究所 研究助成」

募 集 要 項

一般財団法人 山口老年総合研究所

I . 助成の趣旨

一般財団法人山口老年総合研究所は、昭和59年に医療法人社団青寿会の創設者頼原俊一の醸金をもとに設立され、老年医学及び老年に関する研究の奨励及び助成支援並びに普及啓発等の事業を行っております。

現在、高齢社会対策基本法等において、国が高齢社会対策を総合的に策定し実施する責務を有することが定められている中で、医療福祉関係団体の高齢社会対策は急務であり、非常に重要な役割を担っております。

また、高齢化が一層進行する中で、高齢者の問題は、医療、福祉、介護、高齢者の社会活動や地域参加、高齢者の生きがいづくり等、課題が広範囲となっており、社会的にもこれらの課題の解決が急がれております。

そこで、当財団では、医療福祉関係団体等が行う老年医学及び老年に関するさまざまな分野における研究をより促進させ、もって老年医学の振興と社会福祉の向上に寄与することを目的として、医療福祉関係団体等が行うこれらの研究を対象に研究助成を行います。

II . 助成の対象

1. 助成対象研究

- (1) 高齢者医療、認知症等に関する調査研究
- (2) 高齢者福祉、介護、介護予防等に関する調査研究
- (3) 高齢者の社会活動や地域参加、高齢者の生きがいづくり等に関する調査研究

※次のような研究は助成対象となりません。

- ・直接営利を目的とする研究
- ・他の機関から委託を受けている研究（予定を含む。）
- ・海外調査、海外出張を主な内容とする研究

2. 助成対象者

主に山口県内で活動する医療福祉関係団体等（大学、公益法人、NPO法人、人格なき社団のうち非収益団体等で代表者の定めがあるもの等）の研究所またはグループ（個人単独も可）。

3. 助成対象者となる条件

- (1) 主として営利を目的とせず、公益性を有する研究を行っていること。
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動を主たる目的としていないこと。
- (3) 助成対象研究を遂行するに足る能力を有すること。
- (4) 適正な経理処理を行う能力を有すること。
- (5) 過去において不適切な行為がなかったこと。

4. 助成件数

毎年1件とします。

ただし、選考の結果、助成対象者なしとすることもあります。

5. 助成期間

最長2年間とし、助成期間の始期を4月1日、終期を3月31日とします。

例)：1年助成の場合（毎年4月1日～翌年3月31日）

2年助成の場合（毎年4月1日～翌々年3月31日）

6. 助成金について

(1) 助成金の額

1団体（個人の場合は1名）につき100万円を限度とし、助成希望額を勘案のうえ、選考委員会において当法人の予算の範囲内で決定します。

(2) 助成金の使途

助成申込書に記載された助成対象研究の遂行及び取りまとめに直接必要な経費とし、次のとおりとします。

■助成対象となる経費

①研究補助者経費、研究協力者謝金、研究作業者謝金

②旅費（国内旅費、海外旅費）

※海外旅費については、海外調査、海外出張をしないと研究にならない場合など、限定的なものとする。

※旅費は全申請額の20%以内を上限とする。

③機器・備品費、コンピューター費、調査委託費

※パソコン他機器・備品の購入費は優先順位が後位のため、限定的なものとする。

④図書購入費、資料費、印刷・複写費、

⑤会議費（会場料、雑費を含む。）

⑥通信・運搬費

⑦消耗品費

⑧その他研究の目的に照らして必要と認められる費用

■助成対象とならない経費

①申請者（代表研究者）および協同研究者の人件費、日当

②単なる広報活動としてのシンポジウムや講演会の開催費

③申請団体の事務局経費（事務所借上料、事務所光熱水料、事務用品等）

④研究室に通常配備されている機器・備品類への支出

⑤その他、間接費、オーバーヘッド

7. 選考基準

次の要件を勘案して選考します。

- ①当財団が助成するのにふさわしい研究かどうか。
- ②社会的に要請度・緊急度が高い研究かどうか。
- ③研究の計画及び方法が適切であると見込まれ、かつ十分な成果が期待できるかどうか。
- ④先駆的研究、萌芽的研究あるいは開拓的な研究であるかどうか。
- ⑤研究の遂行能力が高いかどうか。
- ⑥研究目的に照らして助成希望額が適正かどうか。

8. 助成決定の方法

当財団の選考委員会において、厳正かつ公正なる審査・選考を行います。

※ 申請受付後、審査・選考のために別途書類のご提出をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

9. 選考結果の通知

毎年2月～3月に、当該年度の申込者すべてに対して、選考結果を文書等で通知いたします。

選考の結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

10. 助成金の送金

毎年5月～6月の当財団が別に指定した日に、当該年度分（2年助成の1年目の場合は第1年度分、2年目の場合は第2年度分）を、ご指定の銀行口座に送金します。

11. 報告義務

助成対象者は、助成期間中、研究の経過、結果、成果、会計について報告していただきます。また、助成期間中に問い合わせや訪問調査を行うこともありますので、あらかじめご了承ください。

研究過程において、助成決定された使途の大幅な変更が必要となる事態を生じた際は、速やかに事務局あて事情を報告ください。

大幅な変更については、やむを得ず使途を変更する場合も助成額の20%を上限とします。

12. 助成金交付決定の取り消し

次の各号に該当する場合は、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すことがあります。

- ①助成金の交付申請につき不正の事実があった場合
- ②助成研究を中止した場合

- ③助成研究の遂行状況が不良である場合、または遂行できる見込がなくなった場合
- ④助成事業の要件に適合しなくなったと認められる場合
- ⑤当財団が行う助成事業の実施状況の調査を正当な理由なく拒み若しくは回避した場合
- ⑥その他助成金の交付条件に違反したと認められる場合
(助成決定された使途について、大幅な使途の変更を行ったものも含む。)

13. 助成金の返還

すでに助成金の一部または全部を送金した後であっても、次の各号に定める助成金は、当財団の定める期限内に返還していただきます。

- ①助成金の交付決定の一部を取り消した場合は、その取り消した助成金の額
- ②助成金の交付決定の全部を取り消した場合は、助成金の全額
- ③研究費の総額が助成金の額を下回る場合は、その差額

14. その他

- (1) 助成金の交付決定がなされた研究については、助成対象者（協同研究者を含む）の名称、所在地、研究名、研究の概要を当財団のホームページや年報に掲載させていただきます。
- (2) 個人情報の取り扱いについて
ご提出頂いた申請書および資料等の個人情報は、当財団が選考、運営の目的の範囲内で事務局ならびに選考委員会が利用し適切に管理いたします。

Ⅲ. 留意事項

●個人情報の取扱い・人権擁護・法令等の遵守への取り組みについて

研究を遂行するにあたり、相手方の同意、協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取り組みを必要とする研究など、または法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、どのような対策と措置を講じるのか、また講じようとしているのかお教えてください。

例えば、個人情報を伴うアンケート調査など、研究機関外の承認手続きが必要となる場合は、当該承認を得ていること、あるいは承認を得ることを予定していることなど。

Ⅳ. 応募手続

1. 応募形式

一般公募（自薦、他薦を問いません。）

2. 申請書

当財団のホームページ (<http://www.tip.ne.jp/rounenkenkyu/index.html>) から申請書をダウンロードしてください。

3. 応募方法

(1) 提出書類

当財団所定の申請書に、必要事項を記入のうえご提出ください。

(2) 提出方法

当財団事務局に郵送等の方法でご提出ください。

また、記入済みファイルを電子メールで事務局あて送付ください。

4. 募集時期

当財団のホームページに募集要項を掲載して募集を行います。

募集開始日は、毎年11月～12月の当財団が別に指定した日とします。

5. 応募締切日

毎年1月の当財団が別に指定した日(当日消印有効)を応募締切日とします。

6. 応募に際しての留意点

○申請書は、パソコン等にて作成してください。

また、項目の追加・削除等を含めて、申請書は改変しないこと。

○申請受付後、受領通知等はお送りいたしません。郵送の場合は、各自で申請受付の確認を行ってください。

○申請受付後、審査のために別途書類の提出をお願いする場合があります。
また、必要に応じて、研究の内容等について問い合わせする場合があります。

○提出いただいた申請書類は返却いたしません。また、原則一度提出いただいた申請書類の差し替えはできません。

7. 書類の提出先及びお問い合わせ先

〒751-0833

山口県下関市武久町2丁目53番8号 武久病院内

一般財団法人 山口老年総合研究所 事務局

Tel:083-254-3033

Mail: r.kenkyu@tip.ne.jp

以 上

(令和5年7月1日改定)